

第 111 号	<i>Super Highway</i> JR 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2026. 1. 2		

申 2 号第 3 回団体交渉②

3. 資格級別基礎額（地域採用給）改定に伴う経過措置において、勤続年数における不平等が発生するため是正すること。

回答) 高速バス統括本部内において各ベースを出退勤基準箇所として命ぜられた社員については、高速バス統括本部が所在する東京都に在勤する場合と同様の給与水準でなければならないことから実施しているが、実施に伴う経過措置については、過年度の定期昇給に応じて、かつ業務習熟経験値を加味しており、不平等になるとは考えていらない。

4. 出勤遅延や突発対応、天災などの異常時対応の方法を明らかにすること。

回答) 異常時対応については、高速バス統括本部運行指センターより指示、対応を行い、他支店の運行管理者等とも連携してこれに当たることとなるが、その対処フローは従来と同様である。

5. 各社員の体調管理の把握方法を明らかにし、無理して勤務を行うことのないよう対策を講ずること。

回答) 今般の高速バス統括本部構想によらず、IT 遠隔点呼は既に各所で実施済みであり、体調管理の把握方法及び体調不安者への対応方法等はそこで定めているフローと同様である。

6. 時間外労働時間を含む労働時間管理方法を明らかにすること。また、適正な労働時間管理を行うこと。

回答) 乗務員勤務の労働時間管理は、運行管理者の業務として法令で定められた事項であり、法令、告示、ならびに貴側と締結している労働条件に関する協約（平成 5 年 10 月 1 日締結）に則り、今後も適正な労働時間管理を行っていく考えである。

JRバス関東で働く仲間を一つに！